

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由																				
3	<p>1 計画の目的</p> <p>(1) 世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で<u>地域主権時代</u>を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」における都市経営の理念、SDGsの達成などを踏まえ、ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p>	<p>1 計画の目的</p> <p>(1) 世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で<u>未来</u>を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成などを踏まえ、ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p>	京プラン 2025 策定による修正																				
6	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>1 京都市</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) <u>避難の勧告又は指示</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 災害の防除と拡大の防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	京都市	(略)		(7) 地震による被害の調査報告と災害広報		(8) <u>避難の勧告又は指示</u>		(9) 災害の防除と拡大の防止		(略)	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>1 京都市</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) <u>避難情報の発令</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 災害の防除と拡大の防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	京都市	(略)		(7) 地震による被害の調査報告と災害広報		(8) <u>避難情報の発令</u>		(9) 災害の防除と拡大の防止		(略)	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正
京都市	(略)																						
	(7) 地震による被害の調査報告と災害広報																						
	(8) <u>避難の勧告又は指示</u>																						
	(9) 災害の防除と拡大の防止																						
	(略)																						
京都市	(略)																						
	(7) 地震による被害の調査報告と災害広報																						
	(8) <u>避難情報の発令</u>																						
	(9) 災害の防除と拡大の防止																						
	(略)																						

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行		修 正 案	修正理由				
7	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>京都 地方気象台</td><td> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> (2) <u>津波予報の発表及び通知</u> (3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> (4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供</u> <u>(追記)</u> </td></tr> </table>		京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> (2) <u>津波予報の発表及び通知</u> (3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> (4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供</u> <u>(追記)</u> 	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>京都 地方気象台</td><td> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象, 地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測, 予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進, 防災知識の普及啓発</u> </td></tr> </table>	京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象, 地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測, 予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進, 防災知識の普及啓発</u> 	取組の大綱の修正
京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> (2) <u>津波予報の発表及び通知</u> (3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> (4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供</u> <u>(追記)</u> 							
京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象, 地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測, 予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進, 防災知識の普及啓発</u> 							
23	<p>第1節 航空事故応急体制の整備</p> <p>1 航空事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ア 事故状況の実態の把握, 情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出, 救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限, 現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難の勧告, 指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td></tr> </table>		京都市	<ul style="list-style-type: none"> ア 事故状況の実態の把握, 情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出, 救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限, 現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難の勧告, 指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 	<p>第1節 航空事故応急体制の整備</p> <p>1 航空事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ア 事故状況の実態の把握, 情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出, 救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限, 現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td></tr> </table>	京都市	<ul style="list-style-type: none"> ア 事故状況の実態の把握, 情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出, 救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限, 現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 	災害対策 基本法改正に伴う避難情報の変更による修正
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ア 事故状況の実態の把握, 情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出, 救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限, 現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難の勧告, 指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 							
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ア 事故状況の実態の把握, 情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出, 救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限, 現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 							

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
26	<p>第2節 鉄道事故応急体制の整備</p> <p>1 鉄道事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">京都市</td><td> ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td></tr> </table>	京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	<p>第2節 鉄道事故応急体制の整備</p> <p>1 鉄道事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">京都市</td><td> ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td></tr> </table>	京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更による修正
京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請						
京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請						
29	<p>第3節 道路事故応急体制の整備</p> <p>1 道路事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">京都市</td><td> ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td></tr> </table>	京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	<p>第3節 道路事故応急体制の整備</p> <p>1 道路事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">京都市</td><td> ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td></tr> </table>	京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更による修正
京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請						
京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請						

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
32	<p>第4節 危険物等事故応急体制の整備</p> <p>1 危険物等事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td> <td> ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請危険物等に関する規制 </td> </tr> </table>	京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請危険物等に関する規制	<p>第4節 危険物等事故応急体制の整備</p> <p>1 危険物等事故に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td> <td> ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請危険物等に関する規制 </td> </tr> </table>	京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請危険物等に関する規制	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正
京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請危険物等に関する規制						
京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請危険物等に関する規制						
35	<p>第5節 林野火災応急体制の整備</p> <p>1 林野火災に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td> <td> ア 火災の状況の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td> </tr> </table>	京都市	ア 火災の状況の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	<p>第5節 林野火災応急体制の整備</p> <p>1 林野火災に関する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市</td> <td> ア 火災の状況の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 </td> </tr> </table>	京都市	ア 火災の状況の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正
京都市	ア 火災の状況の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請						
京都市	ア 火災の状況の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請						

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1-4

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
44	<p>第1節 航空事故応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">1.5 避難対策を実施する</td><td>市長等</td><td>1. 5. 1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する</td></tr> <tr> <td>消防局, 区役所</td><td>1. 5. 2 避難誘導を行う</td></tr> <tr> <td rowspan="2">区役所</td><td>1. 5. 3 避難所を開設する</td></tr> <tr> <td>1. 5. 4 避難所を運営する</td></tr> <tr> <td>区役所, 総合企画局, 保健福祉局, 子ども若者はぐくみ局</td><td>1. 5. 5 要配慮者に対応する</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	1.5 避難対策を実施する	市長等	1. 5. 1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する	消防局, 区役所	1. 5. 2 避難誘導を行う	区役所	1. 5. 3 避難所を開設する	1. 5. 4 避難所を運営する	区役所, 総合企画局, 保健福祉局, 子ども若者はぐくみ局	1. 5. 5 要配慮者に対応する	(略)	(略)	(略)	<p>第1節 航空事故応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">1.5 避難対策を実施する</td><td>市長等</td><td>1. 5. 1 <u>避難情報</u>を発令する</td></tr> <tr> <td>消防局, 区役所</td><td>1. 5. 2 避難誘導を行う</td></tr> <tr> <td rowspan="2">区役所</td><td>1. 5. 3 避難所を開設する</td></tr> <tr> <td>1. 5. 4 避難所を運営する</td></tr> <tr> <td>区役所, 総合企画局, 保健福祉局, 子ども若者はぐくみ局</td><td>1. 5. 5 要配慮者に対応する</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	1.5 避難対策を実施する	市長等	1. 5. 1 <u>避難情報</u> を発令する	消防局, 区役所	1. 5. 2 避難誘導を行う	区役所	1. 5. 3 避難所を開設する	1. 5. 4 避難所を運営する	区役所, 総合企画局, 保健福祉局, 子ども若者はぐくみ局	1. 5. 5 要配慮者に対応する	(略)	(略)	(略)	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																							
(略)	(略)	(略)																																							
1.5 避難対策を実施する	市長等	1. 5. 1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する																																							
	消防局, 区役所	1. 5. 2 避難誘導を行う																																							
	区役所	1. 5. 3 避難所を開設する																																							
		1. 5. 4 避難所を運営する																																							
	区役所, 総合企画局, 保健福祉局, 子ども若者はぐくみ局	1. 5. 5 要配慮者に対応する																																							
(略)	(略)	(略)																																							
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																							
(略)	(略)	(略)																																							
1.5 避難対策を実施する	市長等	1. 5. 1 <u>避難情報</u> を発令する																																							
	消防局, 区役所	1. 5. 2 避難誘導を行う																																							
	区役所	1. 5. 3 避難所を開設する																																							
		1. 5. 4 避難所を運営する																																							
	区役所, 総合企画局, 保健福祉局, 子ども若者はぐくみ局	1. 5. 5 要配慮者に対応する																																							
(略)	(略)	(略)																																							
45	(事故対策本部の業務)	(事故対策本部の業務)	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正																																						

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
	キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請																			
48	<p>1. 5 難対策を実施する 航空事故発生時に京都市が行う<u>避難勧告等</u>については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」、「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1.5.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する（市長等） 市長等は、航空事故に伴う火災の発生等によって生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、<u>避難勧告・指示</u>を発令する。</p> <p>1.5.2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、人命の安全を第一に避難場所・避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。</p> <p>1.5.3 避難所を開設する（区役所） 区役所等は航空事故の発生に伴い<u>避難勧告・指示</u>が発令されたときは、避難所を開設し、住民等に周知を図る。</p>	<p>1. 5 難対策を実施する 航空事故発生時に京都市が行う<u>避難情報の発令</u>については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」、「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1.5.1 <u>避難情報</u>を発令する（市長等） 市長等は、航空事故に伴う火災の発生等によって生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>1.5.2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、人命の安全を第一に避難場所・避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。</p> <p>1.5.3 避難所を開設する（区役所） 区役所等は航空事故の発生に伴い<u>避難情報</u>が発令されたときは、避難所を開設し、住民等に周知を図る。</p>	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正																		
51	<p>第2節 鉄道事応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2.5 避難対策 を実施する</td> <td>市長等 消防局、区役所</td> <td>2.5.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する 2.5.2 避難誘導を行う</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2.5 避難対策 を実施する	市長等 消防局、区役所	2.5.1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する 2.5.2 避難誘導を行う	<p>第2節 鉄道事応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2.5 避難対策 を実施する</td> <td>市長等 消防局、区役所</td> <td>2.5.1 <u>避難情報</u>を発令する 2.5.2 避難誘導を行う</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2.5 避難対策 を実施する	市長等 消防局、区役所	2.5.1 <u>避難情報</u> を発令する 2.5.2 避難誘導を行う	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
2.5 避難対策 を実施する	市長等 消防局、区役所	2.5.1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する 2.5.2 避難誘導を行う																			
応急対策項目	担当	分 担 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
2.5 避難対策 を実施する	市長等 消防局、区役所	2.5.1 <u>避難情報</u> を発令する 2.5.2 避難誘導を行う																			

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1-4

頁	現 行			修 正 案			修正理由			
52		区役所	2.5.3 避難所を開設する 2.5.4 避難所を運営する		区役所	2.5.3 避難所を開設する 2.5.4 避難所を運営する				
		区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	2.5.5 要配慮者に対応する		区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	2.5.5 要配慮者に対応する				
		(略)	(略)		(略)	(略)				
(事故対策本部の業務)			(事故対策本部の業務)			災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正				
ア 事故の実態把握、情報収集、災害広報 イ 防災関係機関への通報、連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護、身元確認 エ 医療救護その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定、立入制限、現場警戒、付近住民に対する <u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請			ア 事故の実態把握、情報収集、災害広報 イ 防災関係機関への通報、連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護、身元確認 エ 医療救護その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定、立入制限、現場警戒、付近住民に対する <u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請							

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																		
55	<p>2. 5 難対策を実施する 鉄道事故発生時に京都市が行う<u>避難勧告等</u>については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」、「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>2.5.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する（市長等） 市長等は、鉄道事故に伴う火災の発生等によって生命の保護、被害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、<u>避難勧告・指示</u>を発令する。</p> <p>2.5.2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、乗客や周辺住民の人命の安全を第一に避難場所・避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、乗客、周辺住民等の避難誘導を行う。</p> <p>2.5.3 避難所を開設する（区役所） 区役所等は鉄道事故の発生に伴い<u>避難勧告・指示</u>が発令されたときは、避難所を開設し、住民等に周知を図る。</p>	<p>2. 5 難対策を実施する 鉄道事故発生時に京都市が行う<u>避難情報の発令</u>については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」、「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>2.5.1 <u>避難情報</u>を発令する（市長等） 市長等は、鉄道事故に伴う火災の発生等によって生命の保護、被害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>2.5.2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、乗客や周辺住民の人命の安全を第一に避難場所・避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、乗客、周辺住民等の避難誘導を行う。</p> <p>2.5.3 避難所を開設する（区役所） 区役所等は鉄道事故の発生に伴い<u>避難情報</u>が発令されたときは、避難所を開設し、住民等に周知を図る。</p>	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正																																		
58	<p>第3節 鉄道事応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3.5 避難対策 を実施する</td> <td>市長等</td> <td>3.5.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防局、区役所</td> <td>3.5.2 避難誘導を行う</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>3.5.3 避難所を開設する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.5.4 避難所を運営する</td> </tr> <tr> <td>区役所、総合企 画局、保健福祉</td> <td>3.5.5 要配慮者に対応する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	3.5 避難対策 を実施する	市長等	3.5.1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する	消防局、区役所	3.5.2 避難誘導を行う	区役所	3.5.3 避難所を開設する		3.5.4 避難所を運営する	区役所、総合企 画局、保健福祉	3.5.5 要配慮者に対応する	<p>第3節 鉄道事応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2.5 避難対策 を実施する</td> <td>市長等</td> <td>3.5.1 <u>避難情報</u>を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防局、区役所</td> <td>3.5.2 避難誘導を行う</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>3.5.3 避難所を開設する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.5.4 避難所を運営する</td> </tr> <tr> <td>区役所、総合企 画局、保健福祉</td> <td>3.5.5 要配慮者に対応する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2.5 避難対策 を実施する	市長等	3.5.1 <u>避難情報</u> を発令する	消防局、区役所	3.5.2 避難誘導を行う	区役所	3.5.3 避難所を開設する		3.5.4 避難所を運営する	区役所、総合企 画局、保健福祉	3.5.5 要配慮者に対応する	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																			
(略)	(略)	(略)																																			
3.5 避難対策 を実施する	市長等	3.5.1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する																																			
	消防局、区役所	3.5.2 避難誘導を行う																																			
	区役所	3.5.3 避難所を開設する																																			
		3.5.4 避難所を運営する																																			
	区役所、総合企 画局、保健福祉	3.5.5 要配慮者に対応する																																			
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																			
(略)	(略)	(略)																																			
2.5 避難対策 を実施する	市長等	3.5.1 <u>避難情報</u> を発令する																																			
	消防局、区役所	3.5.2 避難誘導を行う																																			
	区役所	3.5.3 避難所を開設する																																			
		3.5.4 避難所を運営する																																			
	区役所、総合企 画局、保健福祉	3.5.5 要配慮者に対応する																																			

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1-4

頁	現 行				修 正 案				修正理由
		局, 子ども若者 はぐくみ局				局, 子ども若者 はぐくみ局			
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
59	(事故対策本部の業務)				(事故対策本部の業務)				災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正
	ア 事故の実態把握, 情報収集, 災害広報	イ 防災関係機関への通報, 連絡調整	ウ 死傷病者の救出, 救護, 身元確認	エ 医療救護その他の応急対策	オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動	カ 警戒区域の設定, 立入制限, 現場警戒, 付近住民に対する <u>避難の勧 告, 指示</u>	ア 事故の実態把握, 情報収集, 災害広報	イ 防災関係機関への通報, 連絡調整	ウ 死傷病者の救出, 救護, 身元確認
	キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請				エ 医療救護その他の応急対策	オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動	カ 警戒区域の設定, 立入制限, 現場警戒, 付近住民に対する <u>避難情報 の発令</u>	キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請	
62	3. 5 避難対策を実施する 道路事故発生時に京都市が行う <u>避難勧告等</u> については, 震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」, 「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか, 次のとおりとする。 3.5.1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する（市長等） 市長等は, 道路事故に伴う火災の発生等によって生命の保護, 災害の拡大防止のため, 特に必要があると認めたときは, <u>避難勧告・ 指示</u> を発令する。	3. 5 避難対策を実施する 道路事故発生時に京都市が行う <u>避難情報</u> については, 震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」, 「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか, 次のとおりとする。 3.5.1 <u>避難情報</u> を発令する（市長等） 市長等は, 道路事故に伴う火災の発生等によって生命の保護, 災害の拡大防止のため, 特に必要があると認めたときは, <u>避難情報</u> を発令する。	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正						

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1-4

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
	<p>3.5.2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、道路利用者や周辺住民の人命の安全を第一に避難場所、避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、周辺住民等の避難誘導を行う。</p> <p>3.5.3 避難所を開設する（区役所） 区役所等は道路事故の発生に伴い<u>避難勧告・指示</u>が発令されたときは、避難所を開設し、住民等に周知を図る。</p>	<p>3.5.2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、道路利用者や周辺住民の人命の安全を第一に避難場所、避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、周辺住民等の避難誘導を行う。</p> <p>3.5.3 避難所を開設する（区役所） 区役所等は道路事故の発生に伴い<u>避難情報</u>が発令されたときは、避難所を開設し、住民等に周知を図る。</p>																																					
64	<p>第4節 危険物事故応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4.6 避難対策を実施する</td> <td>市長等</td> <td>4.6.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防局、区役所</td> <td>4.6.2 避難誘導を行う</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>4.6.3 避難所を開設する 4.6.4 避難所を運営する</td> </tr> <tr> <td>区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局</td> <td>4.6.5 要配慮者に対応する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	4.6 避難対策を実施する	市長等	4.6.1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する	消防局、区役所	4.6.2 避難誘導を行う	区役所	4.6.3 避難所を開設する 4.6.4 避難所を運営する	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	4.6.5 要配慮者に対応する	(略)	(略)	(略)	<p>第4節 危険物事故応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4.6 避難対策を実施する</td> <td>市長等</td> <td>4.6.1 <u>避難情報</u>を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防局、区役所</td> <td>4.6.2 避難誘導を行う</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>4.6.3 避難所を開設する 4.6.4 避難所を運営する</td> </tr> <tr> <td>区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局</td> <td>4.6.5 要配慮者に対応する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	4.6 避難対策を実施する	市長等	4.6.1 <u>避難情報</u> を発令する	消防局、区役所	4.6.2 避難誘導を行う	区役所	4.6.3 避難所を開設する 4.6.4 避難所を運営する	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	4.6.5 要配慮者に対応する	(略)	(略)	(略)	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
4.6 避難対策を実施する	市長等	4.6.1 <u>避難勧告・指示</u> を発令する																																					
	消防局、区役所	4.6.2 避難誘導を行う																																					
	区役所	4.6.3 避難所を開設する 4.6.4 避難所を運営する																																					
	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	4.6.5 要配慮者に対応する																																					
(略)	(略)	(略)																																					
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
4.6 避難対策を実施する	市長等	4.6.1 <u>避難情報</u> を発令する																																					
	消防局、区役所	4.6.2 避難誘導を行う																																					
	区役所	4.6.3 避難所を開設する 4.6.4 避難所を運営する																																					
	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	4.6.5 要配慮者に対応する																																					
(略)	(略)	(略)																																					

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由
66	<p>(事故対策本部の業務)</p> <p>ア 事故の実態把握、情報収集、災害広報 イ 防災関係機関への通報、連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護、身元確認 エ 医療救護その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定、立入制限、現場警戒、付近住民に対する<u>避難の勧告、指示</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請</p>	<p>(事故対策本部の業務)</p> <p>ア 事故の実態把握、情報収集、災害広報 イ 防災関係機関への通報、連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護、身元確認 エ 医療救護その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定、立入制限、現場警戒、付近住民に対する<u>避難情報の発令</u> キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請</p>	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正
72	<p>4. 6 避難対策を実施する 危険物等事故発生時に京都市が行う<u>避難勧告等</u>については、震災対策編・一般災害対策編「第3章 第6節 避難応急対策」、「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>4. 6. 1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する（市長等） 市長等は、危険物等事故に伴う火災の発生やガスの漏えい等によって周辺住民の生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、<u>避難勧告・指示</u>を発令する。</p> <p>4. 6. 2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、人命の安全を第一に避難場所、避難経路や事故現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。</p> <p>4. 6. 3 避難所を開設する（区役所）</p>	<p>4. 6 避難対策を実施する 危険物等事故発生時に京都市が行う<u>避難情報の発令</u>については、震災対策編・一般災害対策編「第3章 第6節 避難応急対策」、「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>4. 6. 1 <u>避難情報</u>を発令する（市長等） 市長等は、危険物等事故に伴う火災の発生やガスの漏えい等によって周辺住民の生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>4. 6. 2 避難誘導を行う（消防局、区役所） 消防局、区役所等は、人命の安全を第一に避難場所、避難経路や事故現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。</p> <p>4. 6. 3 避難所を開設する（区役所）</p>	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1-4

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
	区役所等は危険物等事故の発生に伴い避難勧告・指示が発令されたときは、避難所を開設し、周辺住民等に周知を図る。	区役所等は危険物等事故の発生に伴い避難情報が発令されたときは、避難所を開設し、周辺住民等に周知を図る。																																					
74	<p>第5節 林野火災応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5.6 避難対策を実施する</td> <td>市長等</td> <td>5.6.1 避難勧告・指示を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防局、区役所</td> <td>5.6.2 避難誘導を行う</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>5.6.3 避難所を開設する 5.6.4 避難所を運営する</td> </tr> <tr> <td>区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局</td> <td>5.6.5 要配慮者に対応する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	5.6 避難対策を実施する	市長等	5.6.1 避難勧告・指示を発令する	消防局、区役所	5.6.2 避難誘導を行う	区役所	5.6.3 避難所を開設する 5.6.4 避難所を運営する	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	5.6.5 要配慮者に対応する	(略)	(略)	(略)	<p>第5節 林野火災応急対策</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5.6 避難対策を実施する</td> <td>市長等</td> <td>5.6.1 避難情報を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防局、区役所</td> <td>5.6.2 避難誘導を行う</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>5.6.3 避難所を開設する 5.6.4 避難所を運営する</td> </tr> <tr> <td>区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局</td> <td>5.6.5 要配慮者に対応する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	5.6 避難対策を実施する	市長等	5.6.1 避難情報を発令する	消防局、区役所	5.6.2 避難誘導を行う	区役所	5.6.3 避難所を開設する 5.6.4 避難所を運営する	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	5.6.5 要配慮者に対応する	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
5.6 避難対策を実施する	市長等	5.6.1 避難勧告・指示を発令する																																					
	消防局、区役所	5.6.2 避難誘導を行う																																					
	区役所	5.6.3 避難所を開設する 5.6.4 避難所を運営する																																					
	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	5.6.5 要配慮者に対応する																																					
(略)	(略)	(略)																																					
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
5.6 避難対策を実施する	市長等	5.6.1 避難情報を発令する																																					
	消防局、区役所	5.6.2 避難誘導を行う																																					
	区役所	5.6.3 避難所を開設する 5.6.4 避難所を運営する																																					
	区役所、総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局	5.6.5 要配慮者に対応する																																					
(略)	(略)	(略)																																					
75	(事故対策本部の業務) ア 事故の実態把握、情報収集、災害広報 イ 防災関係機関への通報、連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護、身元確認 エ 医療救護その他の応急対策	(事故対策本部の業務) ア 事故の実態把握、情報収集、災害広報 イ 防災関係機関への通報、連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護、身元確認 エ 医療救護その他の応急対策	災害対策基本法改正に伴う避難情報																																				

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動</p> <p>カ 警戒区域の設定, 立入制限, 現場警戒, 付近住民に対する<u>避難の勧告, 指示</u></p> <p>キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請</p>	<p>オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動</p> <p>カ 警戒区域の設定, 立入制限, 現場警戒, 付近住民に対する<u>避難情報の発令</u></p> <p>キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請</p>	の変更による修正
77	<p>(市民への広報の主な項目)</p> <p>ア 林野火災の発生日時・場所</p> <p>イ 被害の状況</p> <p>ウ 被害者の安否情報</p> <p>エ 応急対策実施状況</p> <p>オ 住民に対する<u>避難勧告・指示</u>の状況</p> <p>カ 住民, 被災者に対する協力, 注意事項</p> <p>キ その他必要と認められる事項</p>	<p>(市民への広報の主な項目)</p> <p>ア 林野火災の発生日時・場所</p> <p>イ 被害の状況</p> <p>ウ 被害者の安否情報</p> <p>エ 応急対策実施状況</p> <p>オ 住民に対する<u>避難情報</u>の状況</p> <p>カ 住民, 被災者に対する協力, 注意事項</p> <p>キ その他必要と認められる事項</p>	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正
78	<p>5. 6 避難対策を実施する</p> <p>林野火災発生時に京都市が行う<u>避難勧告等</u>については, 震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」, 「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか, 次のとおりとする。</p> <p>5.6.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する（市長等）</p> <p>市長等は, 林野火災により周辺住民の生命の保護, 災害の拡大防止のため, 特に必要があると認めたときは, <u>避難勧告・指示</u>を発令する。</p> <p>5.6.2 避難誘導を行う（消防局, 区役所）</p>	<p>5. 6 避難対策を実施する</p> <p>林野火災発生時に京都市が行う<u>避難情報</u>については, 震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策」, 「第3章 第7節 避難所の運営」によるほか, 次のとおりとする。</p> <p>5.6.1 <u>避難情報</u>を発令する（市長等）</p> <p>市長等は, 林野火災により周辺住民の生命の保護, 災害の拡大防止のため, 特に必要があると認めたときは, <u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>5.6.2 避難誘導を行う（消防局, 区役所）</p>	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>消防局、区役所等は、周辺住民の人命の安全を第一に避難場所、避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、周辺住民等の避難誘導を行う。</p> <p>5.6.3 避難所を開設する（区役所）</p> <p>区役所等は林野火災の発生に伴い<u>避難勧告・指示</u>が発令されたときは、避難所を開設し、周辺住民等に周知を図る。</p>	<p>消防局、区役所等は、周辺住民の人命の安全を第一に避難場所、避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、周辺住民等の避難誘導を行う。</p> <p>5.6.3 避難所を開設する（区役所）</p> <p>区役所等は林野火災の発生に伴い<u>避難情報</u>が発令されたときは、避難所を開設し、周辺住民等に周知を図る。</p>	
79	<p>5.7.1 交通規制を実施する（京都府警察）</p> <p><u>京都府警察本部長</u>は、林野火災に対する消火活動等が円滑に行われるようとするため緊急に必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。</p>	<p>5.7.1 交通規制を実施する（京都府警察）</p> <p><u>警察</u>は、林野火災に対する消火活動等が円滑に行われるようとするため緊急に必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。</p>	担当の修正
82	<p>(市民への広報の主な項目)</p> <p>ア 事故の発生日時・場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策実施状況 エ 住民に対する<u>避難勧告・指示</u>の状況 オ 住民、被災者に対する協力、注意事項 カ その他必要と認められる事項</p>	<p>(市民への広報の主な項目)</p> <p>ア 事故の発生日時・場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策実施状況 エ 住民に対する<u>避難情報</u>の状況 オ 住民、被災者に対する協力、注意事項 カ その他必要と認められる事項</p>	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に による修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

防議1－4

頁	現 行	修 正 案	修正理由
84	<p>6. 6. 1 交通規制を実施する（京都府警察）</p> <p><u>京都府警察本部長</u>は、救急・救助活動等が円滑に行われるようになると必要があると認めるとときは、緊急車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。</p>	<p>6. 6. 1 交通規制を実施する（京都府警察）</p> <p><u>警察</u>は、救急・救助活動等が円滑に行われるようになると必要があると認めるとときは、緊急車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。</p>	担当の修正
84	<p>6. 6. 2 通行の禁止及び規制を実施する（京都府警察）</p> <p><u>京都府警察本部長</u>は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止・規制を行う。</p>	<p>6. 6. 2 通行の禁止及び規制を実施する（京都府警察）</p> <p><u>警察</u>は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止・規制を行う。</p>	担当の修正